

1 担当部局

申請者	申請内容及び特例措置	担当部局	制度の現状及び根拠	基本的な意見	必要な措置	対応策等	その他	連絡先(担当者)
芦別市	<p>(申請内容) 特別支援教育等の拠点を形成し、本道における特別支援教育等を推進するとともに、これらの取り組みによる交流人口の増加等による地域の振興を図る。</p> <p>(特例措置) 遊休道有施設の有効活用促進</p> <p>〔次のいずれかの方法により、特別支援教育のノウハウ等を有する学校法人による施設の活用を容認〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通財産として、芦別市に譲与 ・学校法人に譲与もしくは無償貸与 	教育庁	<p>(普通財産として市に譲与) 他の地方公共団体に対する普通財産の譲与は、「公用又は公共用に供するため」に限っている。 (財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第1号)</p>	C		C 普通財産としての譲与は、道条例に抵触することから対応は困難である。		教育庁 企画総務部 総務政策局 施設課 施設企画 G
			<p>(学校法人に譲与) 条例は公益法人への譲与を認めていない。 (条例第3条第1号)</p>	C		C 学校法人への譲与は、道条例に抵触することから対応は困難である。		
			<p>(学校法人に無償貸与) 公益法人への無償貸付は可能。(…その他公共団体又は公益法人において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき) (条例第5条)</p>	A		<p>A 道教委としては、芦別市の特別支援教育や生涯学習が一層の充実・推進が図られるよう、市の学校法人に対する適切な指導・助言を今後も期待しており、そのため、当分の間、市へ無償貸付としたい。 (学校法人への転貸を認める)</p>	<p>市から学校法人への転貸となることから、文科省への補助金返還問題がクリアされてからの貸付となる。</p> <p>市への貸付期間中に、貸付後の対応について継続協議を行う必要がある。</p>	

上記に対する芦別市の意見等	特に意見等なし
---------------	---------

2 関係部局

総務部	芦別市へ貸付する目的・用途である同市の生涯学習等の拠点づくりを進めるための事業や施設の利用計画を明確にした上で貸付することが適当である。
経済部	二ートの職業的自立に係る支援が行われることは望ましいと考える。